

別記様式(第5条関係)

会 議 錄

会議名	令和7年度 第2回三芳町公民館運営審議会
開催日時	令和7年8月5日(火) 午後2時00分開会 午後3時30分閉会
開催場所	三芳町立藤久保公民館 ホール
主宰者氏名	三芳町
出席者氏名	上島委員・間中委員・林委員・山本委員・渡邊委員・蕪木委員 秋山委員・樋口委員・前島委員・鈴木委員・熊谷委員
欠席者氏名	菊地委員・阿部委員
事務局職員	三芳町公民館（館長・副館長・主査・会計年度任用職員）
議題	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 会議の公開について</p> <p>4 議事 「三芳町立公民館設置の見直しと藤久保地域拠点施設の運営のあり方について」</p> <p>5 報告事項 (1) 今後の調査審議活動等について</p> <p>6 その他</p> <p>7 閉会</p>
会議結果	
会議経過	別添のとおり
会議資料	<p>資料1 第1回審議会の振り返り(いただいたご意見など)①②</p> <p>資料2 新施設移行にあたっての課題の整理(提言)①②</p> <p>資料3 設置条例等の構成例(他市の参考例)</p>

発言者	議題・発言・結果
	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ 上島委員長よりあいさつ</p> <p>3 会議の公開について 三芳町情報公開条例第25条により一般公開 傍聴人 なし</p> <p>4 議事 「三芳町立公民館設置の見直しと藤久保地域拠点施設の運営のあり方について」</p>
委員長	<p>それでは早速議事に入るが、手元の資料で事務局からお届けいただいた資料。第1回審議会の振り返りということと、移行にあたっての課題の整理というような資料。</p> <p>第1回審議会の振り返り。事務局の方で何か付け加える説明としてお配りした。大変貴重なご意見を事務局で整理し、まとめた。</p> <p>今日はそれに基づいて、なおかつ今日も暑いと、この新しい施設がこの暑さに耐えうるのかどうかといったようなことも心配だが、それらも含めて、忌憚のないご意見をいただけるとありがたい。</p> <p>二つに分けて、最初は審議会の振り返り。いただいた意見などということで、A4の裏表で資料1ということでまとめている。</p> <p>具体的な会議録ということで、これに発言されたことが集約されている。これらをご覧いただき、その上で、今日ご審議いただけるとありがたいなと思う。</p> <p>また、1回目に出席されなかつた方、あるいは言い忘れたこと、いろいろとあろうかと思うが、忌憚のない意見を頂戴したい。あるいはご質問でも。</p> <p>大変いい意見も出していたので、何か引っかかっている部分で、ちょっと付け足し、付け加えるようなこと、あるいは別にこういう意見、というようなことをお聞かせいただけるとありがたい。大体言い尽くされたか。いかがが。</p>
公民館長	<p>よろしければ私の方でちょっと資料の補足程度で、もうちょっと説明をさせていただければと思うが、よろしいか。</p>
委員長	<p>そうすると館長の方から何か付け足すようなこと。二つに分けて、提言の方を後にしたいなと思ったが。何かまたこの意見を振り返り、プラス今日の意見、言い尽くされているとしたら、次に今度は課題の整理にいった時に、いくつかにまとめて提言をしていくことと、ちょっと事務局の提案があるので、その中で意見をまた合わせて頂戴できるとありがたい。そんなところで、館長。</p>
	<p>資料1～2に基づき、公民館長より説明を行った。</p>
委員長	<p>それでは、今、提言の形の方に移ったが、これを基にして考えると、答申の中身の柱だと思って見てもらう。</p> <p>この4つの提言、合わせて提言②の方の基本理念に結びつけていく。</p> <p>5つの分類になろうかと。骨子としては。骨組みとしてはこういうふうになるかと。</p> <p>これに肉付けをして、答申を出していこうということになるわけだが、もう一つ資料の方で、一番目の法的な根拠づけということで、今は公民館の条例規定はあるが、藤久保公民館が廃止されるという前提で物事を考えると、コミュニティセンター、あるいは新施設の条例が必要になってくると思われるので、それについて法的根拠のところで、事務局の方に説明をしていただき。資料としては、条例は他の市町村でないと、三芳にはコミュニティセンター条例というのではないので。全く新しく生まれてくるものだと思うので。その辺をちょっと説明いただきたい。</p>
	<p>資料3に基づき、公民館長より説明を行った。</p> <p>今、三芳町の条例、公民館の条例それから規程もある。</p>

	<p>「担保される」という意味から説明を求めた。 そんなことから、こういう条例、それから法的根拠で裏付けをとっていけるということで。条例はもっと大きい条例になってくるが、その中に取り込んでもらう、という考え方で、これに対して一番、藤久保公民館から継承するという意味での担保の話なので、何か皆さんの方で質問とか意見とかあれば。</p>
委員	<p>新座の場合にはコミュニティセンターって名称を使っているかと。 これは交流センターと同じ意味で使っているのか。 名称はどうなのか。</p>
公民館長	<p>名称の付け方っていうのも、各所で色々考え方があるかと思う。 他市の例で、検討段階の話し合いを議事録などで見ると、単に使いやすさ。 コミュニティセンターと呼ぶのがいいのか。交流センターと呼ぶのがいいのか。 カタカナで呼ぶことの使いやすさだと馴染みやすさ、そのような基準で決めていたり、目的や思いを込めたりもして決めているのかなど受けとめている。 性質としては、呼び方はいろいろ違うにしても、施設の性格、性質、それらは全く同じものとして捉えていただければと思う。 公民館という名前が、一番なじみがあった。私達はそうした馴染み深さだと使いやすさとか、そういったことでも分かれるのかと思っている。</p>
委員	地域交流センターに関する法律はないのか。
公民館長	<p>法的な位置づけとなると、大きく地方自治法に根拠が出てくる。 公民館だとやっぱり教育法。例えば社会教育法が代表。 社会教育法に基づく教育施設としての位置づけ、公民館としてはそこに定められている。 コミュニティセンターとか地域交流センターとなると、社会教育法ではなく、今度は地方自治法という、もっと大きい全般的な法律に入る。 なので、教育委員会が所管する教育施設ではなく、やはり首長部局が所管する。特段の法的な利用制限が、公民館のような一定の利用の制限などが加わらない。一般の利用性が高いというか。こうした施設としての性質の違いがあるというふうに整理されている。</p>
委員	その中に社会教育的な部分を入れることも可能か。
公民館長	<p>ご存知の通り、いま公民館から多く地域交流センターへ生まれ変わっている。 公民館のセンター化っていう言葉で言われているが、やはり同じような、こうした協議検討が行われて、公民館が担ってきた社会教育活動だと公民館活動、地域づくりの核となるような、まちづくりの核、地域拠点となるような、こうした公民館が担ってきた機能が、新しくセンターに生まれ変わったとしても、そのセンターの中に残る。 ここをやっぱり受け継がせていくと。公民館活動を引き継いでいくというか。 こうした運用の仕方がされるのがやはり一般的で、望ましいと思う。 なので、今度は教育施設である公民館から地域交流センター、首長が所管する一般的汎用性の高い施設に生まれ変わるのであれば、やはり従来の公民館活動、社会教育活動、それが行えるようにするために条例などに根拠づけが必要になると。こういう作業が必要になってくる。 だから、そのままその公民館のものを残していくべき。交流センターになったとしても。自主的なものは社会教育でやっていくということでは。</p>
委員長	<p>継承していってほしいという部分、名称は残らないけれども、ということになる。名称残して、社会教育法であれば公民館の形で制限される範囲でできるということになっていくわけだが、それがまた地方自治法の今説明があったような大きい規定の中で、そこに社会教育の公民館っていうのを、活動できる場所を作ろうという。作ろうというか、それを担保していこうという、その施設の中で。ということの考え方になってきているようなので、そのところの担保の仕方も、今言う条例、新しいのができても、その中のどこで担保しておいてもらうか。今までの活動団体を継承してもらうことと、その団体の今までの減免、公民館でやっている減免。この使用料の問題を条例の中に入れてもらうと。大きい意味ではそれが一番大切なことかなと。意見の中から、皆さん、担保された方が安心かなと。</p>

委員	確かにそうだ。わかった。
委員長	<p>何か他に質問とか意見とかあるか。</p> <p>あと、他にも人材の配置とかそういうものについて意見も心配もあり。受付だとか。会社あるいは外部委託ということになると、その親切さがないのではないか。相談しても。というふうな意見も頂戴していたので、これについても人材の配置、組織のところでは、職員に扱っていただきたいということで、こちらからも提言していきたいと思ってはいるが、これが大きい意味での3番目。</p> <p>それから4番目は、公民館2つあるので、まだ存続していくので、そことの提携と協力。それから同じようなその社会教育活動の関係だと、同じ扱いを取り入れていってほしいと。取り組んでほしいと。</p> <p>それはもう公民館の方でやりなさい、こっちではやらないよというのではなく、やはり連携をもって活動を行えるようにしてほしいということも、やっていかないといけない。お願い、提言していきたい。そんな話も出ていた。</p> <p>公民館という名がなくなるのは寂しいが、中身をしっかりと担保し、継承していくということが大切なというふうには感じた。皆さんのご意見を聞いて。</p> <p>あとは住民の意識じゃないか。住民がどういうふうに考えるか。</p> <p>なにか意見、質問はないか。忌憚のない。</p>
委員	<p>今回の名前が変わることを承知の上だが。実際に我々の仲間、利用している仲間たちは今まで通り藤久保という名前を使って欲しいと言っている。利用している人たちは。これから出すのは一般の人たちの考えだが。</p> <p>藤久保公民館、中央公民館というように、今まで慣れてきた言葉を、3つあるのに一つだけ変えるっていうこと自体があまり面白くない。というのが意見。自分らのサークルのメンバーの。だから旧藤久保とはつけなくても、藤久保公民館っていう名前で、どうしても。</p> <p>新しく名前を今募集しているが。3つあって、それ投票してくださいとか。それはそこの地区の名前であって、公民館は藤久保公民館にしてほしいっていうのは、我々のサークルの仲間はそう言っている。だから、ずっと親しみがある名前でいた方が。時代だから新しく名前を変えるのではなく。中央公民館ができるときに、その頃からもう変えるっていう意識があつたらいいのだろうけど、中央公民館は中央公民館という名前で継承したのだから、藤久保だってもう時代でなくとも、公民館は公民館で名前を残してくれた方がいいというのは、この前の会議で私が話したこと。特別洒落た名前なんか付けなくたって使いやすい名前の方がいいだろうし。そうなると、今度は何かを主催でやるときも、必ず旧藤久保公民館と付けなければいけない。当分は。自分たちが主催する側としては。だから、公民館は公民館っていう名前を使ってくれた方が親しみがあるという方が、利用している方の答え。</p> <p>一般の人じゃなくて、我々が、利用している仲間はそう思って、3つ公民館があるということは承知の上だから、場所を変えるときも、藤久保だけ違う名前だったらややこしくならないかという意見がある。みんな年を取っているから、すぐに覚えられないっていうのがあるのだろうが、第一が藤久保公民館っていうふうに印象付いている。だからその方がいいのではないかというのは、現在利用している仲間たちの答え。</p>
委員	名称残せるのか。
委員長	<p>実質上、設置の仕方が違う。</p> <p>皆さんどう思うか。今公民館を使っている。新しいイメージの方がいいのか。旧の名前の方がいいのか。</p>
委員	それは慣れ親しんでいる方がいい。名称とすれば。 ただそれが違う。設置の仕方が。
公民館長	藤久保公民館、中央公民館、竹間沢公民館。藤久保公民館も40年を超える歴史があるわけだから。やはり藤久保公民館それ自体の名前の方が、やはり皆様方には愛着があるという気持ちは本当によく分かる。私なんかまだ公民館でお世話になって3年程度だが、既にやっぱりそうした愛着を持っているから。
委員	名前を変えるのだったら、その名前の通りのものを作ればいい。 公民館は公民館として作っておけばいいことであって、センターならセンターというものを

	別に作ればいいのではないかという話。
公民館長	<p>藤久保というネーミングは、藤久保地域拠点施設という形で「藤久保」という地名のネーミングは残るだろうが。先ほどから、委員さんからご指摘があった点で言うと、公民館という名称はやはりそこに根拠となる法律の位置づけ。社会教育法、そこに根拠を持って公民館という名前があると。</p> <p>あと、今度は地方自治法という法律に基づく施設に生まれ変わるので、やはりもう施設の性格、要するに人格。それが変わってしまうので、やはりそこがどうしても壁になるということ。公民館から交流センターだとコミュニケーションセンター、それに移行するにあたって、やはりどこでも公民館のこうした審議会だと協議会で、同じような審議、協議が行われて、交流センターがそれぞれ各所に誕生している。やはりどちらの協議体でも審議の対象となっている項目が、やはり皆さんからいただいた意見だと要望と全く合致している。</p> <p>ネーミングについてもやはりどちらでも上がっている。読みやすいとか、親しみやすいとか。そうした意見も出ているようだ。</p> <p>あと、やはり新しい交流センターに生まれ変わっても、これまでの公民館事業を引き継ぐとか、使用料の問題。そこはやはり公民館の団体活動を引き継ぐとか。社会教育を担う職員が配置されるべきだとか。同じ骨組みで審議、協議が行われて、それが新しく生まれ変わる交流センターなり地域コミュニティセンターで、これが生かされている。そういうような経過を踏まえて、公民館がセンター化というふうになってきていると思う。</p> <p>その名称、ネーミングについても、やはりそうした法的な位置づけもあるようで、みんな何とかセンターっていう、そういう名前に生まれ変わっているのかなと、私たちの方では理解している。</p>
委員	私達、更生保護女性会でも、一応私が皆さんに説明したが、私の説明が悪かったのか、一人の人が、交流センターとして建物があって、その中に公民館とか図書館とか保健施設、そういうふうにあって、公民館という名前は変わらないのではないか、と。一人の方に言われました。
公民館長	<p>第1回目の会議の資料の中で、全体の建物、3階建ての建物になるわけだが、要するに公民館、地域交流センターというふうに方針になっているが、一つの建物の中に要するに区分所有して、色々な施設が入るという感じ。</p> <p>3階建ての建物の中の1階のフロア、1階部分にこれまでの公民館に相当する施設が配分。それに図書館なり、住民課の出張所だとか。社会福祉協議会もそうだ。それぞれの施設が区分所有して、同居するという形。それで藤久保公民館がその中に移転する。こうした捉え方。公民館ではなく、新しい地域交流センターがそちらに入り込むという。こういう形で進んでいるということ。</p>
委員長	<p>本当にこれは藤久保地区の皆さんにご理解をいただかないと難しい問題だが、このスタート、出発地点が複合施設を作つて、その中にみんな取り入れていこうというところ。政策上の町の方の本体がそちらに入って動かそうと。その中で今、館長が苦しいながら説明している1階の部分が、全部公民館が移るわけではなく、そこにまだ違う子育てだと。別の行政の担当する部分も入ってくる。</p> <p>公民館は教育法で規制されてしまうので、そうすると、例えば極端に言えば社会福祉関係は吐き出されてしまうということも考えられる。だから、それを今の時代、やはり社会教育っていうのはもう連携をいろんなところと取つて、そして社会教育活動をしていかなければいけない。</p> <p>法律、建物だけじゃなく、活動が変わつてきている。</p> <p>そんなことから、町の本体の予算を複合化して建物を建てるというところで、1回目で資料を出されたものが、複合全体の建物から見れば小学校まで含めての全体の建物になるが、小学校とは線が引ける部分っていうのが建物できて。中央公民館と給食センターが二つに分けることは可能だった。それでも統合して使えるようにするには何とかお金の問題、補助金。あるいは建てるに際してもどこから補助金もらうか、建て方を分断していくかないと通過していくかっていう。いろんな法律をクリアしていくために、だんだんどの市町村もそうやって変わりつつあるというところに来ている。三芳町もこれが第一歩。</p> <p>こここの部分は何か住民の交流で使うっていうから、その中に社会教育活動を入れていこうということだし、社会教育法に公民館活動があるわけだから。もう一方、行政の考え方としてはいろいろある。</p>

	<p>川越は県の建物と一部、その地域のこの部分だけ名前残して公民館を入れて、という大きい意味では県の建物ができている。</p> <p>鶴ヶ島はもう一切公民館やめた。一切ない。そういうふうな行政の考え方。</p> <p>となってくると、今ある公民館でさえ看板を外しちゃう、もう老舗の暖簾は外せってと言われると、もうその通りで、全部外さなきゃならないといったような、そういう自治体の考え方。今回はそれを受け、この公運審は、とにかくこの活動の部分のエリアで、何とか活動できるように残していくこと、のれんは外されても中身を残そうという考え方で、議論していただかないと。元へ戻すと、今おっしゃるように別々に建てれば一番わかりやすいが、そういうことができない。</p>
委員	<p>会場だけを公民館っていう名前が使えないか。</p> <p>雑居ビルのようなものでは。</p>
委員長	<p>看板を出し始めると、みんなあちこち看板がそのまま持ち込まれる。この部分は子供。それから役所の窓口。みんなこうやって暖簾を出し始めると思う。それらは、ある程度連携をとって、そして行政が動いていかざるを得ない。こういうふうな方針を出されてしまうと、そこまで覆す運動ができるかどうか、という問題になってくるわけだ。</p>
委員	<p>この複合公共施設っていうことになると、公民館と図書館、あるいは児童館と公民館が、連携が強くなるということが考えられるのか。</p> <p>実は、図書館でやっているイベントに関して。公民館でなかなかPRができなかつたっていうこともある。そういう連携が強化されるのであれば、交流センターという意味があると思う。その辺どうなのか。</p>
公民館長	<p>藤久保地域拠点施設は、一つの建物の中に首長部局のいろんな行政機能が同居する。前回の会議でもご覧いただいた通り、例えば役場の住民課の業務、出張所の配置。それをおっしゃる通り児童施設。子育ての分野でそうした施設も入り込むし、図書館もそう。あとは保健福祉施設の健康福祉、そうした分野も。もちろん防災機能も入り込む。なので、本当に藤久保地域拠点施設の狙いというかコンセプトの大きなものには、そうしたまちづくりの一元化というか連携というものがある。</p> <p>あの建物の中に複数の行政機能がこうやって一同に入り込むことによって、地域課題にもいろんな分野があるが、そうしたものに地域が一体となって、藤久保エリア地域が一体となって、新しい施設を拠点にして、一元的に効率的に取り組むことができるんだと。そうしたまちづくりの機能を円滑、強力にしていく。それが新しい藤久保地域拠点施設の狙いでもある。その中の一つに、こうした公民館機能に相当する交流センターが入り込むわけだから、これまで公民館が担っていた機能が、まちづくりの歯車として変わらず機能していけば、という狙い。公民館でなくとも、地域交流センターがやはりこれまでの公民館機能と同じ役割を果たしていく。</p>
委員	<p>総合窓口にいるっていうのはあるのか。</p> <p>例えば、ここに行って相談した時、困り事があって、どこ行けばいいんですかっていう相談窓口もあるのか。</p>
公民館長	1階の部分にある。総合事務室というのが。
委員	そういうのがあれば、逆に言えば、住民にとってみれば使いやすいのではないか。
公民館長	<p>総合窓口、総合受付は前回ご説明した通りだが、施設全体の運営はハイブリッドになる。施設や建物、ハードの部分の施設管理と、総合受付、これを民間に委託する。</p> <p>あとは施設の中でどういう事業や業務を行っていくかというソフトの部分、これは町の方でやる。そこにおいては、やはりそれにふさわしい職員が適材で、いろんな能力、いろんなまちづくりの課題に適応していく、そうした人材能力も必要。</p> <p>委員さんからも前回ご提案いただいた通り、誰でもいいというわけにはいかないと思う。そうした、どのような職員を配置するか、どういう人事運営、組織運営をしていくか。そうしたこともやはり提言の一つに、当然ながら繋がってくると思う。</p>
委員長	大変歴史が長いだけに。

	公民館という活動と名称と、そして時代が変わってくると、少しずつ変わってきてることは事実。三芳町もここがちょうど名称を変える節目という。3つが変わるわけではなくて1つが変わると。それを前提にして、公運審は何とか考えていかざるを得ないと思って、この会は。名前は残れば公民館。それで限定された中での話で早い。
委員	公民館運営審議会も変えるようだ。名前をね。藤久保に関しては。
委員長	暖簾を外せって言っても、いいや、その暖簾がいいという。 よく分かるが、審議会として審議するのには、この看板、名前がなくなるけれども、どうしていくかっていうことをやはり担保しながら。
委員	いい意味でメリットの部分を多く確立していくべきでは。
委員長	そう。そして、連携をとっていけば。色々な。 今度は新しい文化活動が生まれてくることを期待したい。 一番のコンセプトが、文化創造の場にしたい、という提言2のところ。最後に4つの提言と、最後の整理をしたところの、基本理念のところへ結びつけていくには、やっぱり公民館プラス企業、あるいは個人との連携交流。こういうことが必要になってくるんだろうというふうに思われる。 皆さんどうか。今いろいろ忌憚のないお話を聞かせていただいているが、それは無駄でなく、記録としては、こういう意見も出たということで。
委員	これを作る上で、いろいろ何か施設を見学したっていう話を聞いた。モデルになるようなところがある。確か聞いた。
公民館長	やはり、こうした実地に見学するなりした。
委員	期待をする方にぜひ力を入れたいが。
委員	藤久保という名称はどこも使わないのか。
事務局	皆さんに聞きたい。今、広報の方とかに、公民館にも箱があるが、3つ名称が決まったという、あの3つというのは、何のことか皆さんわかっているか。 あの新しくできる施設全体の名前を、今募集しているっていうこと。その交流センターの名前に藤久保という言葉が付くかも知れない。というような可能性は、なきにしもあらずということでは。
委員	全体の名前があって、またその交流センターの名前をつけるのか。
事務局	全体の中に、例えば児童館なり、中央図書館、まあ藤久保児童館になるかわからないんですけど、それぞれの名前は別であるので、その一つの交流センターに藤久保交流センターっていう名前になる可能性はなきにしもあらずでは、ということ。それと、今ちょっと聞いていて、その3つというのが何のことか、ごちゃごちゃになっている部分があるのかなと思ったが。皆さんその違いは大丈夫そうか。
委員	分かった。
事務局	それが大丈夫であれば安心かと。
公民館長	今募集しているのは、あの建物の愛称。ニックネーム。 例えば、三芳町文化会館。正式な名称はコピスではない。三芳町文化会館っていうのが正式な名称。
委員	愛称なのか。では。
公民館長	コピスというのは愛称として、やはり公募で付いている。 正式な名称は、今の時点だと、建物全体の名称としてはやっぱり藤久保地域拠点施設つ

	<p>ていう名称になるかと思う。藤久保地域拠点施設に愛称がつく。 愛称が付いた建物の中の一角に、たとえば藤久保地域交流センターとかいう名前の機能が入り込む。 図書館も中央図書館っていうものが入り、出張所っていう機能も入り込む。藤久保児童館、あと藤久保学童保育室というものが入り込むと。三芳町保健センターというものも入り込む。その中の一つが、藤久保地域交流センターという感じ。それぞれマンションの中で同居するようなイメージ。</p>
事務局	<p>そのイメージはもう皆さんできているか。大丈夫か。 この「センター」という名前も、やはり「公民館」の方がいいっていうのが、委員のご意見なのか。</p>
委員	<p>我々の仲間。藤久保っていう公民館の名前は残した方がいいのではないか、他の2つがあるのに。そっちは消えないのに、一番古くて、一番大きい公民館の名前が変わるのは、面白くない。だから、できたら藤久保という言葉を残した方がいいのではないかという。</p>
委員	<p>この公運審というのは、残るのか。</p>
公民館長	<p>公民館運営審議会は、社会教育法に定められた公民館に固有の審議機関だ。なので、どこにこの審議会が張り付くかっていうとやっぱり公民館に張り付く。中央と竹間沢は残るので、公運審は残る。皆さん方の組織と活動は残る。 公民館単体で、建物が整備されれば別だが、複合施設はその建物自体が地方自治法に依拠する、町長部局が所管管理する、そういう性質の建物になるから、そうすると建物の中で機能するものは、社会教育法から籠が外れたものになってしまう。</p>
委員長	<p>そこはやはり、もうしようがない。法律上の仕組みなので、私達としては、ここはもう致し方ないのかなっていう。そうした方向性というか、政策決定によって建築整備が進んでいるので。仕方がないのかなというふうに思っている。 藤久保地域交流センターというふうに、藤久保っていう地名をやはりつけるとか、そうしたところでの譲歩っていうか。そういうふうになるのかなと思うが。ちょっと心苦しいとは思う。</p>
委員	<p>不思議なもので、この藤久保地区に住んでいる人たちは、三芳の中で一番いい所だと思っている、中央で。だから、その中央にその建物を作ってもらっているので、何でも藤久保っていうものを残して欲しいという意見があった。今でさえ藤久保って一番中心だなと思っている。そう思って生活している人が多い。いいこと言うなと思った。 地元を愛するっていうことは、その人が言わないことには分からぬこと。藤久保に住んでいる、三芳町の一等地の藤久保に住んでいると意識があるんだ、と思った。</p>
公民館長	<p>そうした名称、藤久保っていう地名。そして名称がどうなってしまうのかということも、答申の中に表していただいてよろしいのでは。</p>
委員長	<p>ところがこれは、この審議会で希望があったということは提言できるが、建物の名称はここで決められない。今言うように、藤久保地域交流センターになるのか。藤久保何とかになるのか。まだ名称が、私も申し訳ないが聞いてない。だから、仮の名称になっていて、全体の名称はちょっと発表されていたが。それぞれの、図書館も図書館っていうエリアですっていうのは発表されているが、これは三芳町っていうのか、藤久保図書館っていうのか、それは分からない。たしかに、利用者側から見ると老舗の暖簾の方が分かりやすいとは思うが。とにかく、その名称は行政本体で決めてもらわないと。 そんなことで、ぜひ活動の中身は継承してほしいということを、ここはぜひ提唱していきたい。公民館は、原則は有料。でも、減免規定を生かしてほしいということは、継承してほしい。建物が変わっても継承してほしい。事業もぜひ継続してほしい。決まった範囲であれば、こここの部分で絞らざるを得ない。 愛称もまだ決まっていないけど。名称も。</p>
公民館長	<p>いま募集中。仮名称で進んでいるが、どこかで決めていただけだと思う。</p>

委員長	<p>それも愛称をつけるかどうか。 その辺は分からない。1階のフロアをどう呼ぶのか。 2階は図書館、3階は商工会と社会福祉協議会の方が入るわけだから。 そんなようなことは、もう我々の手に負えないで、また話が出れば、そこで皆さんにご相談をかけていきたいと思うが、今のところは、設計図面の中のこのエリアについて、一般と一緒になるけれども、今の公民館活動をそこに取り込んでいってほしいということが、ここでの課題。協議の内容にしていきたいと思っている。ご理解いただきたい。 何かまだ質問とかあるか。よく言われるご意見、その通りだと思うが。</p>
委員	そういう話題をしていたということ。仲間同士で。そんなことを検討した。
委員	公民館と設備は全然違うのか。
委員長	箱はよく分かった。ホールなんかは比較的大きいから、ステージは中央公民館より良くなるのではないかと期待している。
公民館長	<p>前回皆さんにご覧いただいた通り、面積的にも延べ面積としても現在の藤久保公民館より広い。ホールにしても、このホールよりも広い。 あと施設的に、調理室だとか、音楽スタジオもAとBと2つある。中央公民館と竹間沢公民館、これを合わせたような、そうした機能を備えた施設ということ。ある程度、縦帳にしろ、設備にしろ、こだわりは入れているようだ。 ただ、行政の複数の分野のまちづくり機能と文化芸術活動、それだけの施設になってしまふといけない。生涯学習が衰退しないということで。だから、そこに従来の公民館活動、社会教育、これを継承していくと。こういう概念で。</p>
委員長	<p>皆さん、何かご意見ご質問あるか。 これからまとめていくのは大変だ。いろいろご意見をお聞きした上なので、ある程度先ほど言ったように、この中に入っているか、あとは最後の文化創造の場にするっていうところで、いろいろご意見も頂戴できるとありがたいなと思う。 せっかく新たにできるならば、今度は人的交流ができる、活動も交流ができる、新しい文化活動が生まれていくというのを期待したいなということを、切に願いたいわけだが、他にご意見があるとありがたい。 それでは、答申のまとめの方向のちょっと考え方。まだ完全じゃないが、今ここに提言というふうに出されたのは4項目。今までのご意見をまとめていただいたので、当然1,2,3,4という柱に肉付けした文書を作っていくこと。それから、最後の5番目。5番目とするか、最後まとめというか。そこは基本理念。最初に出されたコンセプトと基本理念、図面等がいろいろあって設計されてきたものの基本理念なので、輝く未来創造拠点というようなことで、文化創造の場、文化というと、当然公民館活動が絡んでくるので、そこがこの提言2のところのページの中身、そこへ向けての今後の団体活動の期待されるところだというふうに持つていければと思っているが。 皆さんの方から、何か今度は答申にあたってのご意見等、こんなふうにまとめられたらというような。この1,2,3,4については、いかがか。何かまだ付け加えるようなことがあったら。法的な根拠、使用料減免制度の継承、必要な人材の配置、それから公民館事業業務との連携、そういった4本柱を継承していただくのが必要だなというふうなこと。そして、それらが実施されなければ、新しい施設での文化創造の場に繋がっていくんじゃないかと期待したい。 このような答申をしていきたいと思うが、何か皆さんの方からご意見あれば。これから作っていくところなので、次回の答申の骨子について。</p>
公民館長	<p>今、委員長の方からも話があったが、このような骨子で。以上のような4点をご提言していただき、これを骨組みとして。そして、まちづくりの新たな発展や芸術文化分野の発展へ。そしてまた、従来の公民館活動を継承して、それうまくかみ合わせながらというか、交流融合しながら、新しい藤久保地域拠点施設、これの発展と地域の発展に向けていってほしいと。このような組み立てで答申の方をまとめていただければと思う。 そして、次回の審議会で答申を得て、結審とさせていただければというふうに考えている。委員長、副委員長の方でまとめていただいた答申案を今月内に、今月の下旬になるかと思うが、会議の案内とあわせて皆様方に事前にお届けしたいと思っているが、よろしいか。</p>

委員長

そんなことで答申の案をまとめて、皆さんにまた目を通させていただきたいと思う。
一方的に作るわけではない。皆さんのご意見をお聞きして、諮問に対する答申を出せればと思っている。
大体今日のところはよいか。議事は、これをもって終わる。

5 報告事項

第3回公民館運営審議会 9/4(木)14:00～ 藤久保公民館ホール

6 その他

なし

7 閉会